

事 務 連 絡
令和4年2月2日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の変更について

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種（以下、「職域追加接種」という。）の実施に当たり、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱の3(21)新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業のウ(ウ)職域接種促進のための支援については、下記のとおりとすることとしたのでお知らせします。

なお、実施要綱については、追って改正します。

記

職域接種促進のための支援については、当面の間、上限額を引き上げることとし、令和3年度については、1,000円×接種回数を上限に実費補助することとしているところ、職域追加接種のための支援については、1,500円×接種回数を上限に実費補助することとする。